

那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇文化芸術劇場なは一と条例(令和2年那覇市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の利用許可の申請)

第2条 条例第3条各号に掲げる施設(以下「施設」という。)の利用許可(条例第7条第1項前段の利用許可をいう。以下同じ。)の申請(以下「許可申請」という。)は、那覇文化芸術劇場なは一と施設利用許可申請書により行うものとする。

- 2 許可申請の受付を行う期間は、別表第1のとおりとする。
- 3 市長は、前項に規定する期間の前に許可申請をし、利用許可を受けなければ開催に支障を生ずると認められる催し等で市長が定める基準に該当するものに係る許可申請(条例第3条第1号又は第2号に掲げる施設に係るものに限る。)の受付については、前項の規定にかかわらず、利用を開始しようとする日(以下「利用開始日」という。)の属する月の24月前の月の初日(その日が休館日(条例第5条第2項又は第3項の規定により休館する日をいう。以下同じ。)である場合は、その直後の休館日でない日)から、当該利用開始日の属する月の17月前の月の末日(その日が休館日である場合は、その直前の休館日でない日)まで行うことができる。
- 4 市長は、条例第3条第1号又は第2号に掲げる施設の利用に付随して利用される同条第3号から第7号までに掲げる施設に係る許可申請(同条第4号に掲げる施設にあつては、商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的としたものを除く。)の受付については、第2項の規定にかかわらず、当該同条第1号又は第2号に掲げる施設の利用に係る許可申請の受付の時から、当該付随して利用される施設に係る第2項に規定する期間の末日(その日が休館日である場合は、その直前の休館日でない日)まで行うことができる。
- 5 市長は、特に必要があると認めるときは、前3項に規定する期間以外の期間においても許可申請の受付を行うことができる。

(施設の利用許可の決定等)

第3条 前条第2項に規定する期間の初日において、同一の施設に係る許可申請が複数あつた場合で当該施設を利用しようとする日及び利用しようとする時間が競

合するときの利用許可の決定は、抽選によるものとする。

- 2 前条第3項又は第4項に規定する許可申請に係る利用許可の決定の方法は、市長が定める。
- 3 前2項に規定する場合を除くほか、施設の利用許可の決定は、申請順によるものとする。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項に規定する利用許可の決定の方法とは異なる方法により施設の利用許可をすることができる。
- 5 市長は、許可申請に対し利用許可をしたときは、那覇文化芸術劇場なは一と施設利用許可書を交付するものとする。

(施設の利用変更許可の申請等)

第4条 条例第7条第1項後段に規定する変更の許可の申請(施設に係るものに限る。)は、那覇文化芸術劇場なは一と利用変更許可申請書に前条第5項に規定する許可書を添えて、行うものとする。

- 2 前項に規定する申請の受付は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日(その日が休館日である場合は、その直前の休館日でない日。第9条第2号から第4号までにおいて「利用変更締切日」という。)まで行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 条例第3条第1号から第3号までに掲げる施設 利用開始日の前日から起算して30日前の日

(2) 前号に掲げる施設以外の施設 利用開始日の前日から起算して7日前の日

- 3 市長は、第1項に規定する申請に対し許可をしたときは、那覇文化芸術劇場なは一と利用変更許可書を交付するものとする。

(施設の利用の取りやめ)

第5条 利用者(条例第9条第1項の利用者をいう。以下同じ。)が当該利用許可を受けた施設を利用しないこととなった場合は、那覇文化芸術劇場なは一と利用取りやめ届に第3条第5項又は前条第3項に規定する許可書を添えて、当該利用の日の前日(その日が休館日である場合は、その直前の休館日でない日)までに市長に提出するものとする。

(附属設備の利用許可の申請等)

第6条 別表第2に掲げる附属設備(以下「附属設備」という。)の利用許可の申請は、

那覇文化芸術劇場なは一と附属設備利用許可申請書により行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請に対し利用許可をしたときは、那覇文化芸術劇場なは一と附属設備利用許可書を交付するものとする。

(規則で定める額)

第7条 条例別表第3項に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(利用時間の解釈)

第8条 施設の利用時間は、事業、行事等実際に利用する時間のほか、その準備、リハーサル等及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第9条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
この場合において、還付する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 条例第12条第1項第4号又は第5号の規定により利用許可が取り消され、若しくは変更され、又はその利用を制限され、若しくは停止された場合 利用ができなくなった期間に係る額

(2) 利用変更締切日までになされた第4条第1項に規定する申請(入場料の変更に係るものを除く。)が許可されたことにより条例別表に規定する使用料に減額が生じた場合 既納の使用料の額から変更後の使用料の額を差し引いて得た額の5割の額

(3) 利用変更締切日まで第5条の規定による届出の提出があった場合 既納の使用料の5割の額

(4) 利用変更締切日までになされた第4条第1項に規定する申請(入場料の変更に係るものに限る。)が許可されたことにより条例別表第1項に規定する使用料に減額が生じた場合 既納の使用料の額から変更後の使用料の額を差し引いて得た額

(5) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

- 2 前項に規定する使用料の還付の申請は、那覇文化芸術劇場なは一と使用料還付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、行うものとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第10条の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例第10条第1号に掲げる場合 全額
- (2) 条例第10条第2号から第5号までに掲げる場合 使用料の5割の額
- (3) 条例第10条第6号に掲げる場合 使用料の3割の額
- (4) 条例第10条第7号に掲げる場合 使用料の2.5割の額
- (5) 条例第10条第8号に掲げる場合 市長が必要と認める額

2 前項に規定する使用料の減免の申請は、那覇文化芸術劇場なは一と使用料減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて、行うものとする。

3 市長は、前項の申請に対し使用料の減免を承認したときは、那覇文化芸術劇場なは一と使用料減免承認書を交付する。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、条例第12条の規定により利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止したときは、那覇文化芸術劇場なは一と許可取消・許可変更・利用制限・利用停止通知書により利用者に通知するものとする。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該通知書による通知に代えて、口頭による通知を行うことができる。

(特別の設備)

第12条 条例第13条に規定する許可の申請は、那覇文化芸術劇場なは一と特別設備設置許可申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申請に対し許可をしたときは、那覇文化芸術劇場なは一と特別設備設置許可書を交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 利用開始前に那覇文化芸術劇場なは一と(以下「劇場」という。)の職員との打合せを十分に行うこと。
- (2) 劇場の内外の秩序を維持するために必要な整理員を置くこと。
- (3) 利用する施設の定員を超えて入場させないこと。
- (4) その他市長の指示すること。

(禁止行為)

第14条 劇場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用許可を受けていない施設又は附属設備を利用すること。
- (2) 許可を受けずに物品の展示又は販売をすること。
- (3) 許可を受けずに壁面、柱、扉等に貼り紙、くぎ打ち等をすること。
- (4) 所定の場所以外の場所に出入りすること。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。
- (6) 劇場内を不潔な状態にすること。
- (7) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすこと。
- (8) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を持ち込むこと。
- (9) その他市長又は利用者の指示に反する行為をすること。

(汚損等の届出)

第15条 劇場の施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失したものは、那覇文化芸術劇場なは一と汚損・破損・滅失届を市長に提出しなければならない。

(様式)

第16条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	根拠条項
那覇文化芸術劇場なは一と施設利用許可申請書	第2条第1項
那覇文化芸術劇場なは一と施設利用許可書	第3条第5項
那覇文化芸術劇場なは一と利用変更許可申請書	第4条第1項
那覇文化芸術劇場なは一と利用変更許可書	第4条第3項
那覇文化芸術劇場なは一と利用取りやめ届	第5条
那覇文化芸術劇場なは一と附属設備利用許可申請書	第6条第1項
那覇文化芸術劇場なは一と附属設備利用許可書	第6条第2項
那覇文化芸術劇場なは一と使用料還付申請書	第9条第2項
那覇文化芸術劇場なは一と使用料減免申請書	第10条第2項
那覇文化芸術劇場なは一と使用料減免承認書	第10条第3項
那覇文化芸術劇場なは一と許可取消・許可変更・利用制限・利用停止通知書	第11条

那覇文化芸術劇場なは一と特別設備設置許可申請書	第12条第1項
那覇文化芸術劇場なは一と特別設備設置許可書	第12条第2項
那覇文化芸術劇場なは一と汚損・破損・滅失届	第15条

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分		受付期間
大劇場 小劇場	実演芸術の公演のため利用する場合	利用開始日の属する月の13月前の月の初日から、当該利用開始日の前日から起算して30日前の日まで
	その他の場合	利用開始日の属する月の12月前の月の初日から、当該利用開始日の前日から起算して30日前の日まで
スタジオ	申請者が市民等である場合	利用開始日の属する月の6月前の月の初日から、当該利用開始日の前日から起算して30日前の日まで
	その他の場合	利用開始日の属する月の5月前の月の初日から、当該利用開始日の前日から起算して30日前の日まで
練習室 託児室兼 会議室 展示室	申請者が市民等である場合	利用開始日の属する月の6月前の月の初日から当該利用開始日の前日まで
	その他の場合	利用開始日の属する月の5月前の月の初日から当該利用開始日の前日まで
ロビー 楽屋(単独で利用する場合に限る。)		利用開始日の前日から起算して29日前の日から、当該利用開始日の前日まで

備考

- 1 「実演芸術」とは、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項の実演芸術をいう。
- 2 「市民等」とは、条例別表第1項備考6に規定する市民等をいう。
- 3 許可申請の受付は、休館日には行わないものとする。
- 4 受付期間の初日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日を受付期間の初日とし、受付期間の末日が休館日である場合は、その直前の休館日でない日を受付期間の末日とする。
- 5 練習室に係る許可申請で商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的としたものについては、受付を行わないものとする。

別表第2(第7条関係)

区分	品名	数量	金額
舞 台 設 備 類	大劇場反射板	一式	1,500円
	小劇場反射板	一式	1,000円
	オーケストラピット	一式	1,250円
	指揮者台(譜面台付き)	1台	200円
	演奏者用譜面台(譜面灯付き)	1台	30円
	ピアノ奏者用椅子	1脚	50円
	コントラバス奏者用椅子	1脚	50円
	演奏者用椅子	1脚	30円
	スチール演奏台(パイプ足付き)	1列	550円
	スチールデッキ	1枚	50円
	平台	1枚	50円
	演台(花台、脇台付き)	1台	160円
	司会者台	1台	90円
	国旗	1枚	120円
	市旗	1枚	120円
	ホワイトボード	1個	40円

	めくり台		1個	30円
	所作台		1枚	130円
	大劇場用仮設花道		一式	1,250円
	大劇場用花道所作台		一式	650円
	大劇場用鳥屋囲い		一式	500円
	人形立		1台	10円
	地がすり(大)		一式	190円
	地がすり(小)		一式	140円
	緋毛せん(大)		1枚	80円
	緋毛せん(小)		1枚	50円
	長座布団		1枚	50円
	高座用座布団		1枚	50円
	上敷		1枚	50円
	大劇場用リノリウムマット		1枚	100円
	小劇場用リノリウムマット		1枚	80円
	バレエバー		1枚	50円
	しゃ幕		1枚	500円
	大劇場用首里城幕		1枚	340円
	金びょうぶ		1双	300円
	姿見		1枚	50円
	早替わりブース		一式	250円
	客席仮設テーブル		一式	50円
音 響 設 備 類	スタジオ音 響ワゴンセ ット	音響調整卓	一式	1,400円
		CF・CDレコーダー		
		カセット・CDプレーヤー		
		ブルーレイプレーヤー		
		移動型パワースピーカーA		
		移動型パワースピーカーB		
		移動型パワースピーカーサブウーハー		

	スピーカースタンド		
	ディスタンスロッド		
	モニターディスプレイ		
	ディスプレイスタンド		
映像操作ワゴンセット	ブルーレイプレーヤー	一式	500円
	マトリクススイッチャー		
	ライブプロダクションスイッチャー		
	分配器		
	フォーマットコンバーター		
	モニターディスプレイ		
	パワーディストリビューター		
移動型音響調整卓 A		1台	750円
移動型音響調整卓 B		1台	500円
移動型入出力ボックス A		1台	350円
移動型入出力ボックス B		1台	250円
移動型 LAN スイッチ		1台	170円
CF・CD レコーダー		1台	200円
カセット・CD プレーヤー		1台	180円
デジタルリバーブ		1台	900円
サウンドプロセッサー		1台	180円
移動大型スピーカー		1台	600円
移動中型スピーカー		1台	500円
移動小型スピーカー		1台	250円
移動型サブウーハー		1台	600円
移動型パワーアンプ		1台	440円
移動型 A 帯ワイヤレスマイク		1波	650円
移動型 B 帯ワイヤレスマイク		1波	200円
3 点つりマイクロホン装置		一式	500円
ダイナミック型マイクロホン		1台	130円

	コンデンサー型マイクロホン		1台	180円
	マイクスタンド		1本	30円
	ダイレクトボックス		1台	130円
	指揮者用超小型カメラ		1台	900円
	移動型サインランプ(親機)		1台	630円
	移動型サインランプ(子機)		1台	60円
照 明 設 備 類	大劇場照明 Aセット	第1ブリッジライト	一式	5,000円
		第2ブリッジライト		
		第3サスペンションライト		
		第4サスペンションライト		
		フロントサイドライト		
		第1シーリングライト		
		第2シーリングライト		
		アッパーホリゾンライト		
		ロアーホリゾンライト		
		ギャラリーライト		
		バルコニーライト		
		可動プロセニウムブリッジ		
		作業灯		
	大劇場照明 Bセット	第1ブリッジライト	一式	3,750円
		第2ブリッジライト		
		第3サスペンションライト		
		第4サスペンションライト		
		フロントサイドライト		
		第1シーリングライト		
		作業灯		
	大劇場照明 Cセット	第1ブリッジライト	一式	2,500円
		第2ブリッジライト		
		フロントサイドライト		

	第1シーリングライト		
	第2シーリングライト		
	作業灯		
大劇場照明	フロントサイドライト	一式	1,250円
Dセット	第1シーリングライト		
	第2シーリングライト		
	作業灯		
小劇場照明	第1サスペンションライト	一式	2,500円
Aセット	第2サスペンションライト		
	第3サスペンションライト		
	フロントサイドライト		
	シーリングライト		
	アッパーホリゾンライト		
	ロアーホリゾンライト		
	作業灯		
小劇場照明	第1サスペンションライト	一式	2,000円
Bセット	第2サスペンションライト		
	第3サスペンションライト		
	フロントサイドライト		
	シーリングライト		
	作業灯		
小劇場照明	第1サスペンションライト	一式	1,750円
Cセット	第2サスペンションライト		
	フロントサイドライト		
	シーリングライト		
	作業灯		
小劇場照明	フロントサイドライト	一式	750円
Dセット	シーリングライト		
	作業灯		

	大劇場作業灯	一式	500円
	大劇場ピンスポットライト(2 キロワット)	1台	1,000円
	小劇場作業灯	一式	250円
	小劇場ピンスポットライト(1 キロワット)	1台	500円
	凸レンズスポットライト(1 キロワット)	1台	100円
	凸レンズスポットライト(500 ワット)	1台	80円
	フレネルレンズスポットライト(1 キロワット)	1台	100円
	フレネルレンズスポットライト(500 ワット)	1台	80円
	エリプソイダルスポットライト(750 ワット)	1台	100円
	エリプソイダルスポットライト用エフェクトマシン	1台	200円
	パーライト(1 キロワット)	1台	100円
	LED パーライト	1台	150円
	つり用ミラーボール	1台	250円
	つり置きミラーボール	1台	250円
	スモークマシン	1台	400円
	指揮者用スポット	1台	250円
	移動型調光器	1台	250円
	移動型調光操作卓	1台	400円
	移動型直ボックス	1台	300円
	自在ハンガー	1台	50円
	スタンド	1台	50円
	ハイスタンド	1台	100円
	中スタンド	1台	50円
	オベタ	1台	50円
	2 連アーム	1台	50円
	持込器具コンセント	1キロワ ット	50円
楽 器	グランドピアノ(スタインウェイ製)	1台	1,900円
類	グランドピアノ(ベーゼンドルファー製)	1台	1,900円

その 他 設 備	グランドピアノ(ヤマハ製)	1台	900円
	アップライトピアノ	1台	400円
	和太鼓	一式	150円
	プロジェクターA	1台	5,000円
	プロジェクターB	1台	1,200円
	プロジェクターC	1台	1,000円
	移動型テレビモニターセット	1式	150円
	展示パネル	1枚	30円
	スクリーン	一式	250円
	椅子	1脚	20円
	長机	1台	20円
	レーザーポインター	1台	100円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 グランドピアノ及びアップライトピアノの使用料には、調律に要する費用を含まない。